

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人克信会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法45条の16第3項において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、月額支払とし、非常勤役員に対しては理事会の出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、毎年6月12月に役員賞与を支給することができる。
- 4 役員の退職にあたっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 5 評議員の報酬は、定款第8条に定める年間支給限度額の範囲内において、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額は別表第1「常勤役員の報酬月額」のとおりとする。

- 2 この法人の非常勤役員に対する報酬月額は別表第2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。
- 3 各評議員の報酬は、定款第8条に定める金額の範囲内において別表第5に基づき支払うものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬等は、原則として職員給与の支給日に支給するものとする。

- 2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。
- 3 報酬等は、法令に基づき控除すべき金額を控除して支給する。

(費用の弁償)

第6条 この法人は、役員等がその職務を遂行するために要する費用を弁償することができる。

2 費用の弁償の額は実費とし、役員等は証拠書類を添付して請求しなければならない。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。但し、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項の第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月8日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬月額

常勤理事 月額100万円以内 年額1800万円以内（賞与等一時金含む）

別表第2 非常勤役員の報酬

理事会出席等、必要な都度、謝金として1人一律8千円

別表第3 常勤役員賞与

月額報酬×常勤職員に準じる月数

別表第4 評議員の報酬

評議員会出席等、必要な都度、謝金として1人一律8千円